

## 淵醉記断簡 正和二年

## 一、書誌

ここに紹介する資料は、書陵部蔵伏見宮旧蔵の断簡二紙で、書名は当部で付けた仮題である。卷子の二紙分とみられるが、一紙は傷みがあり上部三分の一近くを欠き、年月日、記者等も明らかではない。しかし書写が伏見宮第三代貞成親王（一三七二—一四五六）の筆であることは、当部に多く蔵する親王の筆蹟と比較してほぼ間違いない、内容は鎌倉期の淵醉の状況を記しており、『殿上淵醉部類』（統群書類従卷二五九）等にも見えない記事であるため、ここに取り上げることとした。

紙質は楮紙。第一紙縦三一種、横四〇・二種。第二紙縦約三一種、横四〇・四種。二紙の間は多分連続すると思われる。裏は仮名散らし書き書状。

## 二、年次推定

この記録断簡（以下、本断簡と略す）に記された人名は、同一人の異表記を除いても四十名以上にのぼる。このうち端的に年次を示すのは四

人の女院名で、院号宣下と薨去の年月は左記のとおりである。

永福門院（伏見中宮） 永仁六・八（三三〇）——康永元・五（三三四）

広義門院（後伏見女御） 延慶二・一（三三〇）——延文二・閏七（三三七）

玄輝門院（後深草後宮） 正応元・一二（三三六）——元徳元・八（三三九）

永陽門院（後深草皇女） 永仁二・二（三三四）——貞和二・四（三三六）

すなわち本断簡の記事は、広義門院院号宣下の延慶二年（一三〇九）から玄輝門院薨去の元徳元年（一三二九）の間に絞られる。さらに年次を限定する要件に「両頭光藤朝臣・長隆朝臣」がある。『職事補任』（群書類従卷四六）によれば、散位藤光藤は正和二年（一三一三）八月七日蔵

人頭補、同三年閏三月廿五日叙従三位、左中弁藤長隆は正和二年九月六日蔵人頭補、同三年九月廿一日任参木、光藤の後任源雅行は正和三年正月廿五日蔵人頭補とみえる。これらを『花園天皇宸記』に照らすと、正和二年九月六日の長隆の蔵人頭補、正和三年閏三月廿五日の光藤の叙従三位と雅行の蔵人頭補が確認され、従って本断簡の記事の年次は、正和二年九月から翌三年閏三月までの約八ヶ月間に限定される。この間「法皇御方」も「関白」も存在に矛盾はない（法皇は後宇多・伏見の二人で

あるが、先の四人の女院の顔ぶれからみて、大覚寺統の後宇多法皇ではなく、持明院統の伏見法皇と考えてよいであろう。

次に淵酔についてであるが、淵酔とは、正月の二日または三日と、十一月新嘗祭の寅の日・卯の日に行われる殿上人の酒宴をいい、朗詠・今様等を歌って乱舞するのである。殿上の間で行われる殿上淵酔は、天皇出御して御覧になり、その後殿上人らは、推参と称し、中宮はじめ処々へ参上するのが例で、院宮においても淵酔の儀が行われたことは、『建武年中行事』にも見えている。

先に推定した期間内での殿上淵酔は、『花園天皇宸記』を参看すると、正和二年十一月十六日新嘗祭寅の日、正和三年正月二日の二度である。従って本断簡はどちらかの日に関連すると考えられよう。『花園天皇宸記』によれば、正和二年十一月十六日は、「今日殿上淵酔也、酉剋着直衣（中略）於上戸見物也、（中略）淵酔了於北陣見物、両女院又御見物、今日永福門院推参也、又所々推参云々、所々推参了殿上人帰参、御前試也于時」とある。正和三年正月二日の方は、「今日為拜観参於院常盤井院殿、新院御所也、法皇両女院自暎夜御所也」とみえ、後伏見上皇の御所常盤井殿へ花園天皇の朝観行幸のあった日で、「申二剋許」に東門を出て常盤井殿へ向い、拜観の儀、舞楽、御遊、勸賞と行事がすべて終り還御になったのは、「於中門下乘輿還宮于時」で、この後に「今夜殿上淵酔也、此間雨降、今様朗詠如恒、於上戸見物、暎更事了着寝」と記されている。この二つの記文の時刻を、単純に現代の時刻に置き換えてみると、十一月十六日は、酉刻（午

後六時頃）以後殿上淵酔が行われ、所々推参を終えた殿上人が内裏に帰参したのは辰刻（翌朝午前八時頃）であり、正月二日は、朝観行幸の行列が申二刻（午後四時頃）内裏を出、寅刻（翌朝午前四時頃）内裏へ戻り、その後殿上淵酔が行われたことになる。

本断簡に記された淵酔は、「亥剋永福門院広義門院内裏白地御幸」  
「亥三点公卿等大略参集」とあつて、内裏以外の場所で、亥刻（午後十時頃）以後行われている。この時刻には朝観行幸の最中で、関白や左大将がこれに列席していた正和三年正月二日では有り得ない。これに對して、夕刻から行われた殿上淵酔の殿上人が、他所の推参に向い、翌朝八時頃帰参したという正和二年十一月十六日は条件に合っている。

### 三、場所と記者

次にこの淵酔の行われた場所であるが、「永福門院不還御即御坐此御所」とみえて、「御所」と呼ばれており、此処へ四人もの女院の御幸があり、法皇御方や関白以下の公卿が列席するという状況から推して、伏見法皇の持明院殿か、後伏見上皇の常盤井殿ではないかと考えられる。この時期、内裏は二条富小路殿で、二条以南、富小路以西の位置にあり（橋本義彦氏「里内裏沿革考」）、持明院殿は西洞院の北、現在の上京区安楽小路町のあたりで、常盤井殿は、春日南、京極東、大炊御門北、東朱雀西、現在の中京区の下御霊社のあたりという（『京都市の地名』）。内裏と常盤井殿は距離的にかなり近く、前述の花園天皇の朝観行幸の行

列も「今日路次非幾、仍歩儀也」であった。本断簡で、永福・広義両女院が内裏から「殿上人不及扈從」で「白地御幸」になったり、広義門院が淵酔が終ると再び内裏へ還御という状況は、近い距離にあることを示しているとは考えられないだろうか。またこの年十月、伏見上皇の出家により、治天の君となった後伏見上皇御所で盛大な淵酔の儀が行われる可能性は充分にあらう。先述正和三年正月の朝覲行幸は、後伏見上皇の猶子となっている花園天皇が上皇に拝覲するのであるが、その折伏見法皇は上皇の御所常盤井殿へ御幸、共にこれを迎えている。淵酔の際にも、法皇がこの御所へ出向いていないだろうか。確証はないが、これらの状況から、淵酔の行われた場所は常盤井殿と推測する。

本断簡の中には「院」あるいは「上皇」が登場していない。そこで考えられるのが、この記録の記者「余」である。ここでは「余」は従四位下左少弁冷泉頼定を召し、「立明隨身」の遅参で淵酔が始まらないことを「如法加勘責」し、「高声下知」している。このほかには「余」は登場せず、一献、二献、朗詠、今様と行事が進行しても、関白以下の公卿の動きを客観的に見ているような記文で、この公卿の中に「余」がいるとは考えにくい。もし「余」が後伏見上皇であれば、この記文は納得がいくのである。

『後伏見天皇宸記』（『増補史料大成』宸記集所収）は、現在抄出や別記等の形で遺るのみで、特徴として取り上げるには例に乏しいが、延慶二年（一三〇九）十月廿一日条に似たような記事がある。この日、花園

天皇の大嘗会御禊行幸を見物に出かけようとするが、やはり御隨身が遅参、後伏見上皇は左少弁光経を召し、「余仰曰、剋限已至、而御隨身于今遅参、太奇怪也、嚴密可責伏者」とみえて、行動は類似している。また本断簡の今様や朗詠の記事も詳細であるが、『後伏見天皇宸記』も故実に詳しく、記文は細かい。延慶二年十一月廿三日大嘗会寅の日の推参の記事にも「不弁故実欵」「不弁故実之至太不便」などとみえ、本断簡の「太不弁故実事也」とする記者の眼と同じようなものを思わせる。

本断簡の最末に「今夜准后経子并式部卿」とあって以下はないので、どういふ文章になるか不明ながら、准后経子は五辻経氏女で伏見天皇後宮、後伏見上皇の生母（延慶年間准三宮）である。また式部卿はおそらく式部卿親王で、後深草皇子で征夷大將軍となり、徳治三年（一三〇八）京へ戻った久明親王を指すとみられ、久明親王なら花園天皇の大嘗会の見物等に参会する（『後伏見天皇宸記』延慶二年十一月廿四日条）など、交流があったことが知られる。なお、「土御門大納言」を中院通重、「洞院前大納言」を正親町実明と宛てたのは、『後伏見天皇宸記』延慶二年十一月十四日、廿六日条などで、この二人をこの称で記しているからである。この二日は大嘗会の清暑堂の御遊や院拍子合の日に当り、この称がこの二人に該当することは、『御遊抄』（統群書類従卷五二七）により確認できる。淵酔の着座の席次もこれが妥当である。

本断簡の永福・広義両女院が内裏から御幸、此御所での淵酔が終わった後、永福門院が此処に留まり、広義門院が内裏へ還御という行動の違い

は、『花園天皇宸記』正和二年十一月十六日条と照合すると、説明がつけられそうである。まず「両女院」は内裏の殿上淵醉を「御見物」で、それ故、院御所の淵醉見物にも揃って御幸となる。また『花園天皇宸記』に「今日永福門院推参也」とあり、永福門院の許へ推参があったと知られるが、これが院御所で行われたとすれば、永福門院の内裏への還御がない筈である。『花園天皇宸記』の文章からは、内裏のどこかで永福門院推参があったと受け取れなくもないが、『花園天皇宸記』宸筆原本をみると、「今日」と「永福門院」の間に紙の継ぎ目があり、この二行の間には、もと文字があった上を切ったような墨跡が残っており、元はこの間にあった文章が少し端折られている可能性もある（我田引水になるが、院の淵醉について言及されていてもよい）ことを考えに入れてよいであろう。一方、広義門院が内裏に戻る理由は、この時広義門院は五節の舞姫を献じた一人であった（『花園天皇宸記』正和二年十一月八日条）からではないだろうか。この舞姫達は十四日に密参、十五日に参入して舞い、十六日に御前試を行う筈であったが、「殿上人皆早出無人」となっており、「第一第四舞姫許参上」したと記されている。

#### 四、郢曲白鷺

本断簡二紙目は損傷のため文章は続かないが、徳是（朗詠）、靈山御山（今様）、白薄様、白鷺、鬢多々良などの曲が歌われたことが解る。

ほとんどの曲名は、永正十一年（一五一四）撰『綾小路俊量卿記』（群

書類従巻九〇）所載の曲目中に見え、歌詞も知られるが、白鷺がこれに見えないのは、時代が下って廃絶したものか、あるいは名称が変ることもあるろうか。一方『弁内侍日記』建長元年（一二四九）の五節の大宮院の淵醉の条に、「しらさぎこそしらはへのそくなれ」とはやしたことがみえ、『弁内侍日記新註』（玉井幸助氏）では即興的なはやし言葉かともみているが、白鷺という曲があったとすれば、あるいはこれと関連するものかとも考えられる。

#### 五、貞成親王書写に関して

本断簡は伏見宮貞成親王の筆蹟で、書状の紙背を使って書かれており、一見したところでは『看聞日記』の断簡かと思われるような形態である。『看聞日記』には他の記録を長く引用する箇所（応永三十一年二月廿九日条、後鳥羽院御記を引用）もあり、本断簡にもその可能性が皆無ではないが、現存する『看聞日記』中に、本断簡に関連する記事は見出せないようである。

欠損のため明確ではないが、紙背も二紙連続するとみられ、書状の書き出しは「仰下され候おもむ□畏入うけ給候ぬ、南向違例事□□」と読めて、二紙目には切封があり、宛名に今御所という文字があるように見える。書状に見える「南向」が『看聞日記』応永廿三年七月十七〜二十日条にみえる「南向」と同一人物の可能性があるので触れておく。南向は今出川公行母で、菊亭に寄宿していた貞成親王は幼時から卅余年養

育されたと述べ、十七日に発病、二十日に死去したことを記している。この間貞成親王から病状を尋ねているが、発病直後から重態であったと書かれている。本断簡書状は「南向違例事」以下二行分ほどが欠けるが、返し書きの部分に「一日ころよりちとく取直候やうに候へとも」と見え、この時の違例はやや持ち直したようにもとれるので、直ちに応永廿三年七月に結びつくとは思えないが、同一人物である可能性はあるといえよう。なお、この南向のことを記した書状とすれば、貞成親王は応永十八年四月四日に菊亭から宮家へ戻ったのであるから、この後廿三年七月の南向死去までに、貞成親王が今出家から受け取った書状ということになり、その紙背の利用はその後ということになる。

最後に、貞成親王と後伏見天皇宸記の関係を挙げておく。「看聞日記紙背文書」(『図書寮叢刊』)に寺院に預けた書籍の目録が載るが、それには「心日」五合が記され、当時相当な量の後伏見天皇宸記の原本が宮家に蔵されていたことが知られる。後伏見天皇宸記は、先述のとおり故実、装束等の記事が詳しく、この時期宮中儀式に際して参考のため、後小松院から所望され、その都度貞成親王が自筆で写し、正本を献上したことが、『看聞日記』応永卅一年十二月一日条、同卅二年三月廿八日条などにみえ、この二度の貞成親王筆写本は書陵部に現存している。また『看聞日記別記』の「称光院大嘗会御記」にも「後伏見院御記」を参考にした話が見える。これらの例と同様、この断簡も何かの必要により貞成親王が書写したのではないだろうか。

以上、残簡ながら種々興味深い問題を含んでいると思われるので、後伏見天皇宸記の写しの断簡かという私見を添えて紹介する次第で、専門の方々の御教示を賜われれば幸いである。なお、本断簡の紹介に当り、飯倉晴武氏の御協力を得た。

#### 凡例

- 一、使用漢字は異体・略体を正字に改め、常用漢字、通行漢字等のあるものは便宜これを使用した。
- 一、一紙目は印刷面の行数に整えたが、二紙目は上部が欠けるので、原本の行数どおりに組むこととした。
- 一、便宜読点、並列点を付した。編者の註は( )で示した。なお人名などの説明註は解説で述べたとおり、時点を正和二年十一月十六日と見做して付けたものである。(相馬万里子)

(第一紙(藤原寧子))

(藤原寧子)

亥剋永福門院・広義門院自内裏白地御幸、為淵醉御見物也、

但永福門院不還御即御坐此御所、殿上人不及扈從如法蜜餞也、兼季  
廣義門院淵醉事即還御内裏也、(今出川)

卿寄御車、自東面下御也、先之玄輝門院・永陽門院同御幸、  
(藤原為子) (伏見法皇) (久千内親王)

三品乘御車後、御坐法皇御方、亥三点公卿等大略参集、欲始

淵醉儀、而立明隨身雖一人不参、度々雖加催促、于今遅参云々、

仍未始之、余召頼定、如法加勸責、隨身等遅参、依此事遅々

乃違乱、奇恠之甚、謂号有余、忽巡立可参之由、余高声下知

頼定、有仰天氣適參、奉仕立明、对代南庭西上北面、左將曹秦久

右府生秦久恒、左番長秦久任、右番長秦久澄、近衛秦久文、秦兼秋等、已上布衣、頗刷裝束、次公卿着座西上、関白奥、近衛兼季

右大臣端、左大將端、土御門大納言奥、洞院前大納言奥、右大

將端、一条大納言奥、西園寺中納言端、別当奥、堀川中納言奥、具親

花山院宰相中將端、冷泉三位奥、大式端、左兵衛督奥等各着

座、次依座上命兩頭光藤朝臣奥、長隆朝臣端等着公卿末、次殿

大臣前四位可役之、而五位役之、如何、上五位居看物、繪折敷高坏、大臣前三六位藏人居貫首以下看物、

懸盤各一脚、次殿上五位居菓子三蓋、敷薄様、立松鶴等、関白座前一、次

一献、左中將兼高朝臣取盃着座上、程奥、藏人取提相從、次第

巡流、次二献、頭左中弁長隆朝臣勸盃、藏人取提、巡流之

後、郢曲殿上人兼高朝臣・資清朝臣・維成朝臣・有実朝臣・

有頼朝臣等、依召参着公卿後南簀子

〔取提、次朗詠左大将出

別当季雄卿、勸盃右

及々袖ノ口、仍季雄卿

客等皆悉袒裼、次

盛酒伝上首人次第

俊兼卿出之、頼成・有時等卿

〔先指紐、右少弁頭親取提

起座也

飲之、

及朗詠之由、通重卿置盃

於座前、出朗詠德是、人々助音如元二反、次取盃、依関白命一

度飲之、受酒蹤関白、次第巡流、次又今様靈山御山一一

出之、次万歳楽兼高朝臣、自六位次第参打出前弘筵上、乱舞

〔第三度兩頭参御前乱舞、々々自六位至貫首、先々至公卿乱舞也、

人数濟々雖卿及庭上、仍入道左府兼可如必然之由、及命奉行入

貫首欵、次乱拍子兼高朝臣、兩頭以上

拍白薄様

至別当二反、自西園寺中納言至左大将三反自二反時有時卿、

一条大納言至二反猶有時卿拍白薄様、右府五反至三反俊兼卿、

拍白驚一反、其後通重卿出、関白上首

一反以白驚一反、拍樣非最上欵

大臣而已、舞時雖非音曲、卿相等尤可打拍子、而満座

無興如何、太不弁故実事也、事阿声各起座、

次広義門院還御内裏、今夜准后経子并式部卿